

山梨県精神療審査会の概要

審査会の名称等	山梨県精神医療審査会
設置根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条
設置年月日	昭和63年7月1日
所掌事項	1. 措置入院者の決定報告の審査に関する 2. 措置入院患者の定期病状報告の審査に関する 3. 医療保護入院者の入院期間更新の審査に関する 4. 医療保護入院者の入院の審査に関する 5. 退院及び処遇改善の請求の審査に関する
委員数	26名
委員の職業、氏名及び任期	非公開（委員の職業及び氏名を公表することにより、病状等の審査に際しての公正さ、適正さを欠くことになるおそれがあることから指針第7条第1項ただし書きを適用） （任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日）
所掌課室	福祉保健部 精神保健福祉センター 電話 055-254-8644 ファクシミリ 055-254-8647 メールアドレス seishin-hk@pref.yamanashi.lg.jp